

平成25年9月13日 市長決裁

平成25年12月24日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

北見市の市有施設における自動販売機設置に関する要綱

(本市の方針)

第1条 北見市の市有施設に、飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する場
合については、北見市行政財産使用料条例（平成18年3月5日条例第67号）、北見市財務
規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱は、市民の財産である市有施設を有効に活用し、市の自主財源を確保するとともに、
設置者選定の手続きの公平性及び透明性を高めることを目的とし、自動販売機設置者（以下、「設
置者」という。）は、原則として公募により選定することとする。

(自動販売機設置の範囲)

第2条 自動販売機の設置は、施設利用者の利便向上に寄与するために必要な範囲で行うものであ
り、本市の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、その用途又は目的を妨げない範囲内で行
うものとする。

(設置物件の決定と事務の所管)

第3条 自動販売機の設置場所（以下「物件」という。）は、当該市有施設を所管する部局（これに
相当する組織を含む。以下「所管部」という。）の長（以下「所管部長」という。）が定め、
設置に係る事務を所管する。

(適用除外)

第4条 所管部長は、次の場合には、公募の対象としないことができる。

- ア 施設利用者の利便性確保及び災害時の飲料等確保等の観点から自動販売機設置の必要性を
市が認める施設において、公募方式により設置者が決定しない場合
- イ 売店及び食堂の営業のために行政財産の使用許可を受けている者（指定管理者を含む）が、
自己の営業として設置する場合
- ウ 身体障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法等の法令により、設置を許可するよう努力義務が
課せられている福祉団体等が設置する場合
- エ イベント事業の主催者において一時的に自動販売機を設置する場合等、使用許可の内容か
ら相手方が特定される場合
- オ その他市長が特に必要と定める場合

(公募による選定方法)

第5条 設置者の選定は、公募による価格競争によるものとする。ただし、市長が特に必要がある
と認めるときは、他の方法により選定することができるものとする。

2 第1項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(行政財産使用料)

- 第6条 自動販売機の設置にかかり、市が設置者から徴収する行政財産使用料は次の合計とする。
- ア 北見市行政財産使用料条例第2条に定める使用料
 - イ 北見市行政財産使用料条例第5条に定める加算料金（電気料）
 - ウ 北見市行政財産使用料条例第5条に定める加算料金（設置料）
- 2 アに掲げる使用料の算定に際しては、事務の簡素化のため、1台当たりの標準面積を定めることができる。
- 3 イに掲げる電気料の算定のため、原則として子メーターを敷設しなければならない。
- 4 公募対象物件については、ウについての価格を競うものとする。
- 5 設置者は、市が指定する期日までに行政財産使用料を納付しなければならない。

(募集要項と公募に係る事務分担)

- 第7条 公募事務は総務部長が所管し、別に募集要項を定めて実施する。総務部長は、各所管部長が定めた物件を集約して物件リストを作成し、必要な事項を定めた募集要項を公示して公募する。設置に係る事務（行政財産の使用許可並びに契約事務等）は、当該施設の所管部長が所管する。

(指定管理者の取り扱い)

- 第8条 指定管理者制度導入施設については、当該指定管理者も公募に参加し、設置者となることができる。
- 2 指定管理者が自ら管理する施設において自動販売機の設置者となった場合は、自動販売機の設置のために指定管理者が市に支払った行政財産使用料、その他自動販売機の設置に係る費用は、管理経費には含まれないものとする。

(地域事業者の優先設置)

- 第9条 各所管部長が定めた物件において、地域事業者による自動販売機の設置が適当であると市長が認める物件については、地域事業者のみを参加者とした公募を行うことができるものとする。

(行政財産の使用許可)

- 第10条 設置者は、行政財産の使用許可申請を市長に提出し、設置場所について行政財産の使用許可を受けなければならない。

(設置期間)

- 第11条 行政財産の使用許可期間は、原則として、当該年度中（4月1日～翌年3月31日）とする。年度途中に設置を開始する場合についても、当該年度末日までの期間とする。なお、当初期間終了後、現設置者が引き続き設置を希望する場合については、2回に限り公募を行わず、現設置者について使用を許可できるものとする。

(売り上げの報告)

第12条 設置者は、自動販売機に係る毎月の売上金額、使用電力量等の実績を、毎年10月末日及び4月末日までに市に報告しなければならない。

(設置者の責務)

第13条 設置者は、自動販売機の設置に係り、適正な維持管理・安全対策を行わなければならない。

(行政財産使用料の返還)

第14条 行政財産使用料は原則として返還しない。ただし、設置者の責に帰することができない事由により、使用許可を取消したときは、この限りではなく、返還金の算定は別に定めるところによる。

(付帯設備、特約事項の付加)

第15条 所管部長は、物件ごとに自動販売機の仕様・付帯設備・特約事項等の条件を付加することができる。

(広告物の設置)

第16条 設置者が、自動販売機を広告媒体として広告物を掲載する場合には、北見市広告事業実施要綱の定めるところによる。

(普通財産における取扱い)

第17条 普通財産における自動販売機設置については、本要綱における事務取扱を準用するものとする。

(その他)

第18条 この要綱は、総務部資産経営課において所管する。

2 この要綱の実施に際し、必要な事項は別に定める。

3 この要綱は、平成25年9月13日から施行する。

4 この要綱の施行年度である平成25年度は新規設置のものから適用することとし、平成26年度から段階的に対象物件を拡大して実施を図ることとする。

5 この要綱の施行前に設置されている自動販売機の取扱いについては、その許可が満了する日まで、なお従前の例による。

附則 この要綱は、平成25年12月24日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。